

女性活躍推進法に基づく情報公表

令和8年6月30日

女性活躍推進法に基づき、以下の情報を公表します。

① 男女の賃金差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）

全労働者：63.1%

正職員：72.9%

パート・有期職員：95.4%

※1 対象期間：令和7年度

※2 賃金：基本給、各種手当、賞与を含み、退職手当、通勤手当を除く。

② 管理職に占める女性職員の割合：15.7%

※令和8年4月1日時点

③ 採用した労働者に占める女性職員の割合：79.5%

※ 対象期間：令和7年度

④ 労働者の一月当たりの平均残業時間：10.1時間

※対象期間：令和7年度